意見書案第　６２　号

上限関税断固反対などＷＴＯ農業交渉に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成１９年３月２０日提出

提出者　長沼町議会議員　　窪　田　　栄
賛成者　　〃　　土　田　孝　幸

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

上限関税断固反対などＷＴＯ農業交渉に関する意見書

昨年７月から中断してきたＷＴＯ農業交渉は本年２月に再開され、最終合意に向けて本格的な交渉に入っています。今後、交渉では日本政府が強く反対している上限関税の設定をはじめ、重要品目の位置付け、低関税輸入割当数量などについて厳しい交渉が続けられることになります。

日本の食料自給率４０％、食料の大半を海外に依存している現状の中で、農業生産と食料自給率を根幹から揺るがす「上限関税」や「重要品目」の扱いは、国民の命と健康、暮らしに直結する問題であります。特に、米をはじめ小麦・砂糖・でん粉・雑豆・乳製品などの高関税品目を抱える本道農業の生死を左右する重要課題であります。

仮に、今後の交渉で大幅な関税引き下げとなれば、第１次産業と結びつきの深い製造業など、本道地域の経済・社会に甚大な打撃を与えること必至であります。

このため、ＷＴＯ農業交渉が本格化する今日、多様な農業の共存と食糧主権の確立が図られるよう、次の事項の実現を強く要望します。

記

１　ＷＴＯ農業交渉に当たっては、農業・農村が果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保を図るため、各国が多様な農業の共生・共存できる農業モダリティを実現するよう確個たる姿勢で臨むこと。

２　上限関税の設定には断固反対するとともに、重要品目については各国の裁量が発揮できるよう十分な数を確保し、本道の重要品目である米や小麦、でん粉、雑豆、砂糖、乳製品などに係わる適切な国境措置を維持すること。

３　国内農業の維持を可能とする関税率水準の設定や関税割当、国家貿易体制の堅持、特別セーフガードの維持などの国境措置を確

保すること。

４　緑の政策の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成１９年３月２０日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　各　　通
外　　務　　大　　臣
農　林　水　産　大　臣
経　済　産　業　大　臣